

令和4年度

一般会計 予算書  
特別会計

生駒市



## 目 次

1	一般会計	1
2	公共施設整備基金特別会計	15
3	介護保険特別会計	19
4	国民健康保険特別会計	27
5	後期高齢者医療特別会計	35



一 般 会 計



議案第 2 号

令和4年度生駒市一般会計予算

令和4年度生駒市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,990,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 市税		16,674,334
	1 市民税	8,735,620
	2 固定資産税	6,052,439
	3 軽自動車税	177,785
	4 市たばこ税	417,011
	5 特別土地保有税	1
	6 都市計画税	1,291,478
2 地方譲与税		274,190
	1 自動車重量譲与税	196,421
	2 地方揮発油譲与税	64,390
	3 森林環境譲与税	13,379
3 利子割交付金		23,721
	1 利子割交付金	23,721
4 配当割交付金		185,774
	1 配当割交付金	185,774
5 株式等譲渡所得割交付金		201,432

[単位 千円]

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	201,432
6 法人事業税交付金		101,888
	1 法人事業税交付金	101,888
7 地方消費税交付金		2,158,711
	1 地方消費税交付金	2,158,711
8 ゴルフ場利用税交付金		5,042
	1 ゴルフ場利用税交付金	5,042
9 環境性能割交付金		42,925
	1 環境性能割交付金	42,925
10 地方特例交付金		114,251
	1 地方特例交付金	114,251
11 地方交付税		4,858,000
	1 地方交付税	4,858,000
12 交通安全対策特別交付金		14,675
	1 交通安全対策特別交付金	14,675
13 分担金及び負担金		136,004
	1 負担金	136,004
14 使用料及び手数料		747,723

[単位 千円]

款	項	金額
	1 使用料	369,151
	2 手数料	378,572
15 国庫支出金		6,150,878
	1 国庫負担金	4,994,493
	2 国庫補助金	1,126,455
	3 委託金	29,930
16 県支出金		3,166,472
	1 県負担金	2,152,241
	2 県補助金	739,031
	3 委託金	275,200
17 財産収入		35,964
	1 財産運用収入	29,002
	2 財産売却収入	6,962
18 寄附金		127,618
	1 寄附金	127,618
19 繰入金		954,000
	1 基金繰入金	954,000
20 繰越金		150,000

[単位 千円]

款	項	金額
	1 繰越金	150,000
21 諸収入		1,010,998
	1 延滞金加算金及び過料	7,350
	2 市預金利子	112
	3 貸付金元利収入	608
	4 雑入	1,002,928
22 市債		1,855,400
	1 市債	1,855,400
歳入合計		38,990,000

## 歳出

[単位 千円]

款	項	金額
1 議会費		352,661
	1 議会費	352,661
2 総務費		4,231,230
	1 総務管理費	3,276,758
	2 徴税費	536,342
	3 戸籍住民基本台帳費	257,634

[単位 千円]

款	項	金額
	4 選挙費	121,068
	5 統計調査費	4,459
	6 監査委員費	34,969
3 民生費		16,155,123
	1 社会福祉費	7,456,289
	2 児童福祉費	6,742,742
	3 生活保護費	1,319,964
	4 災害救助費	527
	5 国民健康保険費	635,601
4 衛生費		5,067,004
	1 保健衛生費	2,525,987
	2 清掃費	2,541,017
5 産業経済費		436,168
	1 農業費	192,275
	2 商工費	243,893
6 土木費		3,524,426
	1 土木管理費	273,728
	2 道路橋梁及び河川費	1,094,137

[単位 千円]

款	項	金額
	3 都市計画費	910,183
	4 住宅費	140,831
	5 下水道費	1,105,547
7 消防費		1,425,342
	1 消防費	1,425,342
8 教育費		4,765,365
	1 教育総務費	408,273
	2 小学校費	399,890
	3 中学校費	307,242
	4 幼稚園費	888,664
	5 社会教育費	918,839
	6 保健体育費	1,842,457
9 災害復旧費		10,150
	1 土木災害復旧費	3,650
	2 農林業施設災害復旧費	6,500
10 公債費		2,972,531
	1 公債費	2,972,531
11 予備費		50,000

[単位 千円]

款	項	金額
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		38,990,000

## 第 2 表 繰越明許費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎等整備事業	183,415

### 第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市内中小企業者に対する奈良県信用保証協会との契約による中小企業融資損失補償	市内中小企業者が、奈良県信用保証協会の行う融資保証に係る保証債務の返済を完了するまで	市内中小企業者の、奈良県信用保証協会が行う融資保証に係る保証債務のうち、未返済元利総額の20%相当額
広報紙・議会報印刷等業務	令和5年度	8,800千円
地方公会計財務書類作成支援業務	令和4年度から 令和5年度まで	4,565千円
市民実感度調査業務	令和4年度から 令和5年度まで	2,579千円
ふるさと生駒応援寄附委託業務	令和4年度から 令和7年度まで	167,330千円
固定資産税納税通知書等印刷・封入業務	令和4年度から 令和5年度まで	4,400千円
固定資産税評価替えに係る路線価等調査策定業務	令和5年度	9,031千円
知事・県議会議員選挙業務	令和4年度から 令和5年度まで	15,293千円
市長・市議会議員選挙業務	令和4年度から 令和5年度まで	27,835千円
高齢者保健福祉計画等策定業務	令和4年度から 令和5年度まで	5,927千円
生活困窮者学習支援業務	令和4年度から 令和5年度まで	1,666千円
被保護者・生活困窮者就労等支援業務	令和4年度から 令和5年度まで	4,168千円
地籍調査測量業務	令和5年度	8,671千円
やまびこホール管理業務	令和4年度から 令和5年度まで	485千円
子ども・若者総合相談窓口運営等業務	令和4年度から 令和6年度まで	13,082千円
生駒ふるさとミュージアム指定管理業務	令和4年度から 令和9年度まで	142,921千円

## 第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 設 備 整 備 事 業	千円  318,100	証 書 借 入  又 は  証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る場合について、利 率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの とする。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えることができる。
福祉センター 整 備 事 業	3,300	〃	〃	〃
保 育 園 施 設 整 備 事 業	11,500	〃	〃	〃
健康センター 整 備 事 業	2,500	〃	〃	〃
清掃センター 施 設 整 備 事 業	174,800	〃	〃	〃
土地改良事業	4,700	〃	〃	〃
道路橋梁及び 河川整備事業	232,500	〃	〃	〃
公 園 施 設 整 備 事 業	10,300	〃	〃	〃
消 防 施 設 整 備 事 業	115,000	〃	〃	〃
体 育 施 設 整 備 事 業	82,700	〃	〃	〃

臨時財政対策	900,000	〃	〃	〃
計	1,855,400			

# 公共施設整備基金特別会計



議案第 3 号

令和4年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算

令和4年度生駒市の公共施設整備基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 財産収入		2 5 2
	1 財産運用収入	2 5 2
2 寄附金		9, 7 6 0
	1 寄附金	9, 7 6 0
歳 入 合 計		1 0, 0 1 2

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 公共施設整備基金費		1 0, 0 1 2
	1 公共施設整備基金費	1 0, 0 1 2
歳 出 合 計		1 0, 0 1 2

# 介 護 保 険 特 別 会 計



議案第 4 号

令和4年度生駒市介護保険特別会計予算

令和4年度生駒市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,228,747千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 保険料		2, 215, 221
	1 介護保険料	2, 215, 221
2 使用料及び手数料		196
	1 手数料	196
3 国庫支出金		1, 834, 897
	1 国庫負担金	1, 525, 677
	2 国庫補助金	309, 220
4 支払基金交付金		2, 344, 529
	1 支払基金交付金	2, 344, 529
5 県支出金		1, 311, 876
	1 県負担金	1, 240, 536
	2 県補助金	71, 340
6 財産収入		479
	1 財産運用収入	479
7 繰入金		1, 517, 548
	1 一般会計繰入金	1, 514, 293

[単位 千円]

款	項	金額
	2 基金繰入金	3, 255
8 繰越金		10
	1 繰越金	10
9 諸収入		3, 991
	1 延滞金及び加算金	147
	2 雑入	3, 844
歳 入 合 計		9, 228, 747

歳 出

[単位 千円]

款	項	金額
1 総務費		272, 744
	1 総務管理費	214, 059
	2 徴収費	2, 711
	3 介護認定審査会費	55, 415
	4 趣旨普及費	559
2 保険給付費		8, 511, 420
	1 介護サービス等諸費	8, 039, 081
	2 高額介護サービス費	289, 749

[単位 千円]

款	項	金額
	3 介護保険諸費	10,067
	4 特定入所者介護サービス等費	172,523
3 地域支援事業費		430,907
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	172,017
	2 包括的支援等事業費	258,890
4 基金積立金		479
	1 基金積立金	479
5 諸支出金		3,197
	1 償還金及び還付加算金	3,197
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	9,228,747

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
パワーアップ教室委託業務	令和4年度から 令和5年度まで	7,920千円
送迎付一般介護予防教室委託業務	令和4年度から 令和5年度まで	4,320千円



# 国民健康保険特別会計



議案第 5 号

令和4年度生駒市国民健康保険特別会計予算

令和4年度生駒市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,482,976千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2, 419, 962
	1 国民健康保険税	2, 419, 962
2 使用料及び手数料		499
	1 手数料	499
3 国庫支出金		3
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	2
4 県支出金		8, 281, 386
	1 県負担金	20, 554
	2 県補助金	8, 260, 831
	3 財政安定化基金交付金	1
5 連合会支出金		400
	1 連合会補助金	400
6 財産収入		434
	1 財産運用収入	434
7 繰入金		763, 435

[単位 千円]

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	635,601
	2 基金繰入金	127,834
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		16,856
	1 延滞金及び過料	3,001
	2 預金利子	10
	3 雑入	13,844
	4 療養費等指定公費返還金	1
歳入合計		11,482,976

歳出

[単位 千円]

款	項	金額
1 総務費		167,315
	1 総務管理費	152,530
	2 徴税費	14,390
	3 運営協議会費	344
	4 趣旨普及費	51

[単位 千円]

款	項	金額
2 保険給付費		7, 688, 433
	1 療養諸費	6, 727, 918
	2 高額療養費	923, 519
	3 移送費	320
	4 出産育児諸費	30, 676
	5 葬祭諸費	4, 800
	6 傷病手当金	1, 200
3 国民健康保険事業費納付金		3, 492, 655
	1 医療給付費	1, 903, 213
	2 後期高齢者支援金等	616, 269
	3 介護納付金	215, 406
	4 その他納付金	757, 767
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		93, 927
	1 特定健康診査等事業費	90, 596

[単位 千円]

款	項	金額
	2 保健事業費	3, 3 3 1
7 基金積立金		4 3 4
	1 基金積立金	4 3 4
8 公債費		1 0 0
	1 公債費	1 0 0
9 諸支出金		1 0, 1 0 1
	1 償還金及び還付加算金	1 0, 1 0 0
	2 療養費等指定公費立替金	1
10 予備費		3 0, 0 0 0
	1 予備費	3 0, 0 0 0
歳 出	合 計	1 1, 4 8 2, 9 7 6



# 後期高齢者医療特別会計



議案第 6 号

令和4年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,701,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2, 290, 069
	1 後期高齢者医療保険料	2, 290, 069
2 使用料及び手数料		14
	1 手数料	14
3 国庫支出金		7, 802
	1 国庫補助金	7, 802
4 繰入金		395, 761
	1 一般会計繰入金	395, 761
5 繰越金		3, 000
	1 繰越金	3, 000
6 諸収入		5, 091
	1 延滞金加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	5, 060
	3 雑入	20
歳 入	合 計	2, 701, 737

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		59,047
	1 総務管理費	59,047
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		2,632,630
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,632,630
3 諸支出金		5,060
	1 償還金及び還付加算金	5,060
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		2,701,737